

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和元年(受)第2019号
決定日	令和2年7月10日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	三浦 守 菅野 博之 草野 耕一 岡村 和 美
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成31年(ネ)第810号(令和元年8月28日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年7月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 萌 出 義 信



当事者目録

申	立	人	C F J 合 同 会 社
同	代 表 者	代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同	代 表 社 員	職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
相	手	方	
同	訴 訟 代 理 人	弁 護 士	西 尾 剛

これは正本である。

令和2年7月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 萌出義信

